広報委員会規程

第 1 条（設置）
日本看護医療学会に、広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

第 2 条（目的および所掌事項）
本委員会は、学会活動に関する広報および情報発信を通して、本学会の発展と会員サービスの向上を図ることを目的とし、次の事項を担当する。

（1）学会活動の広報に関すること
（2）ホームページ、SNS その他媒体による情報発信に関すること
（3）その他広報に関する事項

第 3 条（組織）
本委員会の委員定数は若干名とし、理事・評議員から 1 名以上（理事 1 名を含む）および個人会員から、理事会が選出し組織する。

第 4 条（委員長および副委員長）
委員長は理事会において選出する。
2　副委員長は委員の互選により選出する。

第 5 条（任期）
委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条（会議）
本委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第 7 条（改廃）
本規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附則
1.　この規程は、2026 年 7 月 2 日（第 2 回理事会開催日）から施行する。